

陸上貨物運送事業における  
労働災害防止対策  
好事例集



亀戸労働基準監督署

令和3年7月作成

# はしがき

亀戸労働基準監督署が管轄している江東区は、首都圏における重要な物流拠点として陸上貨物運送事業が発展し、事業場数が増加したことに伴い、労働災害の発生件数も非常に多く、毎年、都内最多となっています。

そのため当署では、陸上貨物運送事業の労働災害防止対策の推進を重点施策と定め、講習会の開催やパトロールの実施などを通じて、事業者のみなさまに職場の安全対策の一層の取組をお願いしているところです。

この冊子は、亀戸署管内の事業場において実際に取組まれた、陸上貨物運送事業における労働災害防止対策の好事例を紹介しています。みなさまの事業場における取組のヒントとして、ご活用いただきますようお願い申し上げます。

最後に、本好事例集の作成にあたってご協力いただきました事業者のみなさまに改めて感謝申し上げます。



亀戸労働基準監督署  
安全衛生推進キャラクター  
カメヨシくん

令和3年7月吉日

亀戸労働基準監督署長

亀戸労働基準監督署 安全衛生課

# 目次

はじめに	3
<b>第1章 墜落・転落災害を防止する</b>	<b>4</b>
事例1-1 幌付きトラックの導入	4
事例1-2 荷台に墜落防止ネットの設置	5
事例1-3 荷台に親綱支柱及び親綱の設置	6
事例1-4 荷の引取り先構内における墜落制止用器具の取付設備の設置	7
事例1-5 昇降台・手すりの導入（荷台からの飛び降り防止）	8
事例1-6 三点支持による荷台・運転台昇降の徹底	9
事例1-7 荷台後方に危険箇所の表示	10
事例1-8 荷台からの飛び降り禁止に関する外国人労働者に配慮した表示	11
事例1-9 墜落時保護用保護帽の使用	12
<b>第2章 テールゲートリフター・ロールボックスパレットによる災害を防止する</b>	<b>13</b>
事例2-1 ロールボックスパレット車輪用のかまし（輪止め）の導入	13
事例2-2 テールゲートリフター使用時の注意事項の教育	14
事例2-3 ロールボックスパレット取扱い時の注意事項の教育	15
<b>第3章 フォークリフトによる災害を防止する</b>	<b>16</b>
事例3-1 フォークリフト作業計画書の作成 ※法令事項	16
事例3-2 フォークリフトの作業区画・歩行者通路の明示	17
事例3-3 倉庫の出入口前に一時停止線の表示	18
事例3-4 フォークリフト誘導者の合図方法の図示	19
事例3-5 フォークリフトハザードマップの作成	20
事例3-6 労働者に対する注意喚起の掲示	21
<b>第4章 転倒・腰痛災害を防止する</b>	<b>22</b>
事例4-1 構内における整理整頓の徹底	22
事例4-2 腰痛防止のための作業手順書の作成 （リスクアセスメントの実施）	23
事例4-3 出発前点呼時の準備体操の実施	24
事例4-4 安全靴の適切な着用方法の周知	25
<b>第5章 その他全般</b>	<b>26</b>
事例5-1 事務所に安全目標の掲示	26
事例5-2 保護帽に資格シールの貼付	27
事例5-3 構内に教育研修スペースの設置	28
参考資料	29

## はじめに

陸上貨物運送事業における労働災害の件数は、毎年高止まりしており、全国で年間約15,000人、江東区内だけでも約150人が、4日以上 の休業（死亡含む）を伴う労働災害に見舞われています。江東区では特に発達した産業であり、労働災害が最も多い業種となっています。

令和2年中に江東区内の陸上貨物運送事業で発生した災害（148件）を例に見ると、事故の型として**最も多いのは転倒（35件、24%）**です※<sup>1</sup>。また、災害の起因物も含めて見ると、下記のような災害も典型的に発生しています。

### ①トラック（荷台など）からの墜落（15件）

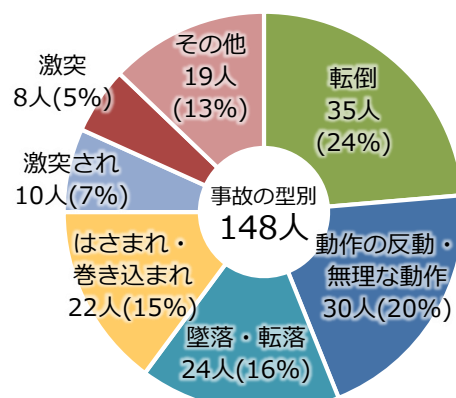
…腕や肋骨の骨折、脚のじん帯損傷などが典型的です。

### ②荷を取り扱う作業による腰痛（14件）

…1カ月の休業を要するようなものも含まれます。

### ③ロールボックスパレットに起因する災害（9件）

…パレットの落下・転倒に巻き込まれたり、車輪に足を踏まれる事故が典型的です。



▲事故の型別労働災害発生状況（亀戸署管内・令和2年）

この好事例集では、上記のような災害の防止効果が望める対策も取り上げています。ご自身の事業場のさらなる改善にあたって、ぜひご参考になさってください。

## 注意！

- 各章の中での事例の掲載順は、原則として①危険そのものを除去できる対策、②労働者が危険に晒されないための設備的対策、③マニュアル整備等の管理的対策、④個人用保護具の使用等の順としています。これは労働災害防止対策を講じるうえで考慮すべきとされる優先順位※<sup>2</sup>に則しています。
- ただし、**この資料はあくまで事例集であり、事業場で行うべき対策を網羅的に示したものではありません。**労働災害防止対策を実施するにあたっては、この資料への掲載の有無にかかわらず、極力根本的な対策を選択してください。

※1 転倒災害が多い傾向は全業種に共通するものであることから、転倒災害防止に係る好事例集を別途作成・公表しておりますので、そちらも併せてご覧ください。

※2 厚生労働省による「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（平成18年指針公示第1号）において示された、リスク低減措置の優先順位によっています。

【事例1-1】<sup>ほろ</sup>幌付きトラックの導入

## 取組み内容

前後スライド式幌付きトラックを採用することで、シート掛け作業の省力化を図った。



## 幌とは？

…風雨や砂埃などを防ぐために車体などを覆う防水布のこと。  
荷台に幌骨と呼ばれる枠組を取り付け、その上から幌をかぶせて組み立てる。

**Point !**

- ✓ 荷台上での危険作業そのものを廃止できます。
- ✓ 初期費用こそかかりますが、根本的な対策です。



## 【事例1-2】荷台に墜落防止ネットの設置

### 取組み内容

荷役作業中の荷台からの墜落・転落災害を防止するため、上下2本のベルトを設置してその間にネットを張った。



### Point !

- ✓ 荷台にあおりなどが無い車両では、特に効果的な対策です。
- ✓ ベルトだけでなく、ネットを張ることで隙間からの墜落を防止することができ、より安全です。

## 【事例1-3】 荷台に親綱支柱及び親綱の設置

### 取組み内容

トラックの荷台上に、墜落制止用器具（安全带）のフックを掛けるための親綱とその支柱を設置した。



### Point !

- ✓ 墜落制止用器具を使用することで、荷台から墜落した際の被害を抑えることができます。
- ✓ 効果を発揮するには十分な高さ・強度を持つ取付設備が必要です。

## 【事例1-4】 荷の引取り先構内における 墜落制止用器具の取付設備の設置

### 取組み内容

積荷にシートを掛ける際の墜落・転落を防止するため、引取り先構内に墜落制止用器具の取付設備を設置した。



### Point !

- ✓ 引取り先の協力を得て、効果的な墜落防止対策が取られています。



荷役作業の安全確保には、  
荷主・配送先・元請事業者などの皆様の取組が不可欠です！

厚生労働省ではガイドラインを策定し、チェックリストなどにより事業者の皆様へ周知を図っています（→P31）。



## 【事例1-5】昇降台・手すりの導入 (荷台からの飛び降り防止)

### 取組み内容

トラック荷台からの飛び降り等を防止するため、設備の導入を行った。

#### ○昇降台等の導入



#### ○昇降台と手すりの導入



#### Point !

- ✓ 労働者が安全に昇降する手段が確保できます。
- ✓ 新しい設備を導入したら、使用方法などの周知教育もお忘れなく！

## 【事例1-6】 三点支持による荷台・運転台昇降の徹底

### 取組み内容

トラック荷台や運転台の昇降時に、両手・両足のうち3点により身体を支持する三点支持を確保するため、

- ・ 荷台後部に取手を取り付けた。
- ・ 周知教育を徹底した。

### ○取手の取り付け



### ○三点支持による昇降の徹底



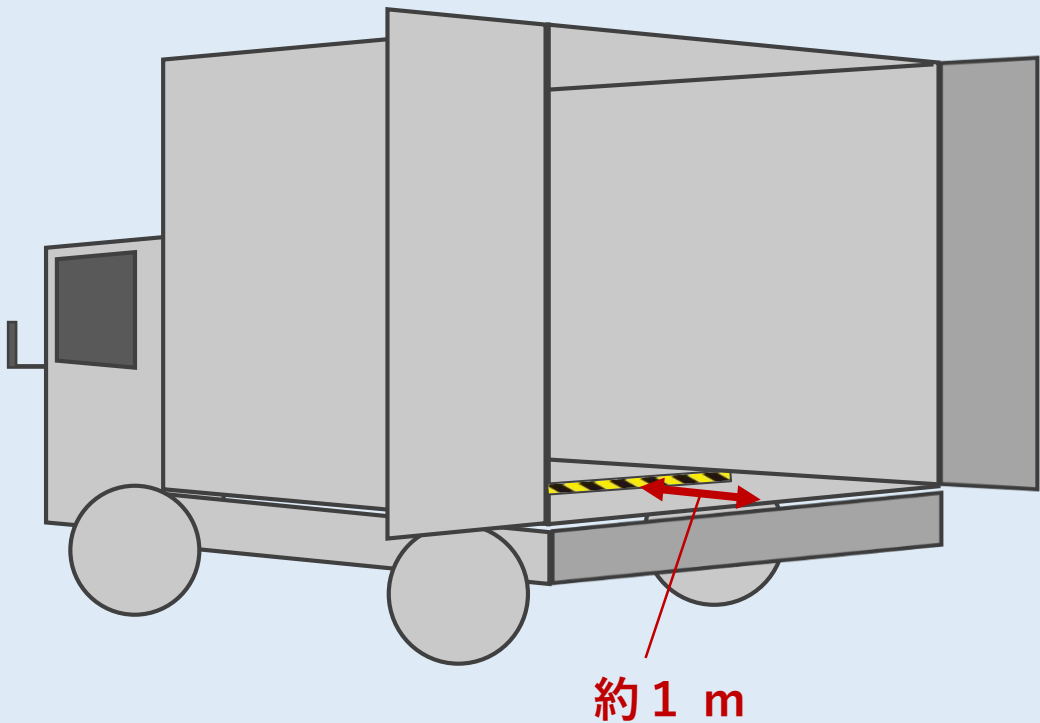
### Point !

- ✓ 「三点支持」は昇降時の墜落防止に有効とされています。
- ✓ 運転台に昇降する際も、墜落の危険があることをお忘れなく！

## 【事例1-7】 荷台後方に危険箇所の表示

### 取組み内容

トラック荷台上で、端に背を向けて作業をする際、端に気付かずに墜落・転落しないように、端から約1 mのところにトラテープを貼付し、その範囲内で背を向けて作業することを禁止した。



### Point !

- ✓ 危険箇所の表示は手軽で効果的です。
- ✓ 「背を向けた作業禁止」の独自ルールも、ピンポイントで合理的です。

## 【事例1-8】荷台からの飛び降り禁止に関する外国人労働者に配慮した表示

### 取組み内容

トラック荷台からの飛び降りを防止するため、飛び降り禁止の表示をした。



### Point !

- ✓ 外国人労働者に配慮して、ピクトグラム（絵表示）や外国語を使用しています。



### 外国人労働者向け安全衛生教育教材のご案内

厚生労働省では、安全衛生について初めて学ぶ労働者向けに、13外国語に翻訳した漫画教材を作成しましたので、ご活用ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_13668.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13668.html)





## 【事例1-9】墜落時保護用保護帽の使用

### 取組み内容

墜落・転落による危険を防止又は軽減するために、飛来・落下物用でなく墜落時保護用の保護帽を着用することとした。



保護帽の構造規格では、飛来・落下物用と墜落時保護用の2種類が示されています。

種類によって構造や性能試験の方法が異なりますので、作業の種類に応じて適切なものを選択する必要があります。

### Point !

- ✓ 業務上の危険に応じた種類の保護帽を選択しています。



ボクの保護帽は兼用のやつだよ

## 第2章 テールゲートリフター・ロールボックスパレット による災害を防止する

### 【事例2-1】 ロールボックスパレット車輪用の かまし（輪止め）の導入

#### 取組み内容

パレット内の荷の積替作業などをする際、パレットが傾斜などで逸走しないよう、車輪にかませるゴム製のかまし（輪止め）を導入した。



#### Point !

- ✓ パレットを走行させる時以外は、キャスターのストッパーをかけるのが操作の基本です。
- ✓ 本事例のように、輪止めになるものを使用するのも効果的です。

## 【事例2-2】 テールゲートリフター使用時の 注意事項の教育

### 取組み内容

テールゲートリフターを使用する際の注意事項について労働者に再教育した。

テールゲートリフターを使用する際の注意事項  
(ゲート車)

☆ 挟まれ・巻き込まれに注意すること



挟まれ注意

☆ 段差に注意すること



段差に注意

### Point!

- ✓ 作業の実態に応じて注意事項を洗い出すことは非常に効果的です。
- ✓ このほか、下に示す資料などもご活用ください。



### テールゲートリフターを安全に使用するために ～2ステップで学ぶ6基本&11場面別ルール～

厚生労働省及び(独)労働安全衛生総合研究所により作成されたリーフレットです。

チェックリストも掲載されておりますので、ご自身の事業場での業務をぜひ点検してみてください。



<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212478.html>





## 【事例2-3】 ロールボックスパレット取扱い時の 注意事項の教育

### 取組み内容

ロールボックスパレットを使用する際の注意事項について労働者に再教育した。

#### ロールボックスパレットの取り扱い注意事項 (カゴ車)

☆ 荷台からの落下防止



落下防止のための  
輪留めの確認



ロックの確認

※ カゴ車についてはできるだけ荷台後方より積卸をするようにしましょう

※ 道路が平坦な場所での作業をしましょう

### Point !

- ✓ 作業の実態に応じた注意事項や、安全作業のためのルールを再周知しています。
- ✓ 安全教育にあたっては、下に示す資料などもご活用ください。



### ロールボックスパレット使用時の労働災害防止マニュアル ～安全に作業するための8つのルール～

厚生労働省及び(独)労働安全衛生総合研究所により作成されたリーフレットです。

安全作業のためのポイントが8項目にまとめられています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000098500.html>





## 【事例3-1】フォークリフト作業計画書の作成 ※法令事項

### 取組み内容

フォークリフトとの接触災害等を防止するために、  
運行経路や作業方法を含む作業計画書を作成している。

#### フォークリフト作業計画書

(労働安全衛生規則第151条の3に基づく)

社内審議 議 決 用	事 業 主	安全責任者	作業指揮者	フォークリフト 運転者
印	印	印	印	印

1.作成年月日	平成18年10月15日	2.計画作成者	〇〇〇〇	3.作業名	SXBコンテナの取組みの概
4.作業の具体的内容 (資の運搬工程等を含む)	①作業用コンテナ取り出し②バックを走行③製パンエリアでの転換を倉庫出入口一時停止(クレーン稼働)④前進を 行(制動距離遵守)⑤急停止時制動距離確保⑥バックを走行⑦バックを走行⑧バックを走行⑨バックを走行⑩バックを走行⑪バックを走行⑫バックを走行⑬バックを走行⑭バックを走行⑮バックを走行⑯バックを走行⑰バックを走行⑱バックを走行⑲バックを走行⑳バックを走行㉑バックを走行㉒バックを走行㉓バックを走行㉔バックを走行㉕バックを走行㉖バックを走行㉗バックを走行㉘バックを走行㉙バックを走行㉚バックを走行㉛バックを走行㉜バックを走行㉝バックを走行㉞バックを走行㉟バックを走行㊱バックを走行㊲バックを走行㊳バックを走行㊴バックを走行㊵バックを走行㊶バックを走行㊷バックを走行㊸バックを走行㊹バックを走行㊺バックを走行				
5.実施期間	平成18年10月20日(月)～平成18年10月22日(水)曜	6.作業人数	5名		
7.作業時間	0 2 4 6 8 10 12 14 16 18 20 22 24				
8.荷	品名	荷姿	形状	個数	1個の重量
	大豆	箱(ダンパ)	四角柱	1回当り20個	1.5トン
9.荷の状況	①はい( ) ②いい( ) ロ、バフ積		ハ、その他( )		移動させる距離(30)m
10.作業指揮者 (5名以内)	氏名	職制上の地位	当該作業の経験年数	フォークリフトの知識	
	〇〇〇〇	作業班長	20年	有( ) 無( )	
11.フォークリフト 運転者	氏名	技能講習修了番号	資格取得年月日	当該作業の経験年数	
	〇〇〇〇	第1234号	平成10年10月1日	8年	
	〇〇〇〇	第5678号	平成8年8月1日	10年2ヶ月	
12.フォークリフトの 種類・能力・ 点検状況	車両番号	能力 (最大重量)	作業開始前 点検状況	月例検査実施状況 (安全規則第151条の2②)	特定自主検査実施日 (安全規則第151条の2①)
	GTR-5837 (1号車)	2100kg	良( ) 否( )	平成10年10月1日	平成18年6月20日
	GTR-1017 (2号車)	2100kg	良( ) 否( )	平成10年10月1日	平成18年6月20日
13.パレット等の 載り点検状況	荷の重量に応じた十分な強度	割れ・ひび・変形の有無	釘等突起物の有無		
	良( ) 否( )	良( ) 否( )	良( ) 否( )		
14.作業場所状況 (作業員に必要に 応じて記入する)	作業場所の広さ	十分な広さ( ) 否( )	ハ、やや狭い	ニ、非常に狭い	
	路面状況	凹凸・段差・油・水・氷	場所区分	危険区域( ) 無( )	
	坂道等傾斜	有( ) 無( )	作業床面段差等	有( ) 無( )	
	走行距離制限小限所	有( ) 無( )	高さ制限箇所	有( ) 無( )	
	踏断危険箇所	有( ) 無( )	一旦停止の必要箇所	有( ) 無( )	
	障害物	有( ) 無( )	明るさ	良好( ) 不十分( )	
15.制限速度 (労働規則第151条の3)	当該作業に係る場所の地形・地盤状況等 に応じた適正な制限速度	当該作業場所における制限速度標示の有無			
	(20)km/時	有( ) 無( )			
16.誘導者	配置の有無	氏名	合同の定め	追従場所	
	有( ) 無( )	〇〇〇〇	有( ) 無( )	有( ) 無( )	

#### 17.フォークリフト作業図

- フォークリフトの運行経路を図示すること
- 周辺労働者の立入禁止箇所及びフォークリフトの走行禁止箇所を具体的に記載すること
- 各種標識、一旦停止・作業指揮者及び誘導者の配置場所を記入すること

#### 18.作業開始前・作業中の留意事項と確認(この欄はフォークリフト運転者が記入)

留意事項	確認欄
①保護帽・安全靴等保護具を正しく着用する	✓
②シートベルトを着用する	✓
③フォークリフト運転技能講習修了証を携帯する	✓
④作業開始前点検を確実に行う	✓
⑤作業場で定められた制限速度以内で走行する	✓
⑥他の作業者に接触するおそれのあるときは、立入禁止にするか、誘導者を配置する	✓
⑦走行時は、進行方向及び側方の安全を確認する	✓
⑧フォークまたは荷の下に作業者を立ち入らせない	✓
⑨許容荷重を超えた荷を積載しない	✓
⑩急発進・急停車・急旋回をしない	✓
⑪運転道を離れるときは、作業や通行の障害とならないよう駐車する。鍵を必ず抜くこと。	✓
⑫駐車ブレーキを確実にかけ、離止めをする	✓
⑬運転中は乗車席以外に人を乗せてはならない	✓
⑭フォークの上に人を載せて昇降機として使用してはならない	✓
⑮フォークの先端をてこ代わりに使用したり、他の車両を押し回してはならない	✓

#### 19.関係労働者への周知

誘導者 倉庫作業者 トラック運転手 工場作業者 事務員

サイン欄 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印

### Point!

- ✓ フォークリフトを用いて作業を行う時には、
  - ・ 作業計画を策定しそのとおりに作業を行うこと
  - ・ 作業計画の内容を関係労働者に周知することが事業者には義務付けられています。
 (労働安全衛生規則第151条の3)



## 【事例3-2】フォークリフトの作業区画・歩行者通路の明示

### 取組み内容

フォークリフトとの接触災害等を防止するために、立ち入り禁止の区画や歩行者通路を設け、テープやカラーコーンにより明示した。



◀ フォークリフトの作業区画を明示

歩行者通路を確保し、カラーコーンなどで明示 ▶



### Point !

- ✓ 事業者は原則として、フォークリフトを用いて作業を行うとき、フォークリフトに接触するおそれがある場所に労働者を立ち入らせてはいけません。（労働安全衛生規則第151条の7）
- ✓ 上記を確実に実施するには、作業区画や歩行者通路の明示が効果的です。



## 【事例3-3】 倉庫の出入口前に一時停止線の表示

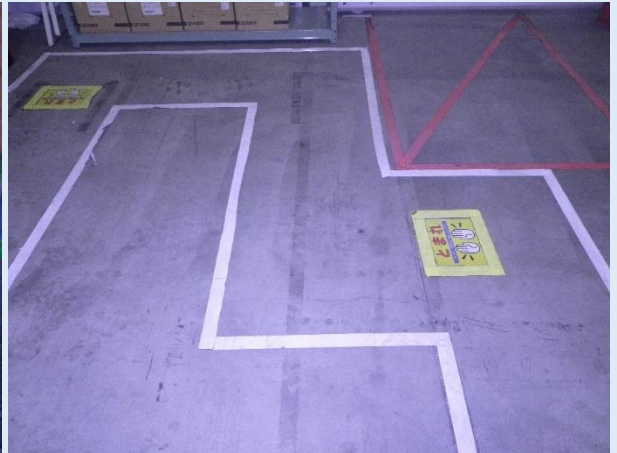
### 取組み内容

フォークリフトとの激突防止のため、歩車分離線に加え、歩行者向けの一時停止線を表示した。

#### ○倉庫出入口に停止線を表示



#### ○一時停止の標識を貼付



#### Point !

- ✓ 歩行者通路とフォークリフトの動線がやむをえず交差する場合には、接触防止のための措置を取る必要があります。
- ✓ 死角になりやすい箇所に表示すると効果的です。



# 【事例3-4】フォークリフト誘導者の合図方法の図示

## 取組み内容

フォークリフト誘導者の合図を定め、  
わかりやすく図示するとともに、事業場内に掲示した。

### フォークリフト誘導者の合図方法

運転者に対する誘導・合図は、その現場で指名された者が  
行い、1人が決められた方法で行うこと。  
(複数者がおこなうと、オペレーターが誰の合図を受けて  
動作に入ればよいのかわからず、接触災害の  
原因になるため)

- 1.誘導者は運転者から見やすく、且つ誘導者自身も安全な  
場所に位置する。
- 2.誘導の指示・合図は運転者によく分かるように大きな  
動作・発声で明確に行う。  
※危険を感じた場合は直ちに停車させる事
- 3.誘導中は、周囲の状況にも十分に注意を払い、  
他の作業者などを近寄らせないこと。
- 4.誘導終了時には、その旨を確実に運転者に知らせること。

合図に関しては別紙イラストの手信号にて実施すること。

### フォークリフト誘導者の合図方法

#### 進め



右手のひらを進行方向に向けて、  
前後に振る

#### わずかに(ゆっくり)進め



左手のひらを運転者に向け、右手の  
ひらを進行方向に向けて前後に振る

#### 停止



手の平を運転者に向けて上げる

#### 急停止



両手を広げて高く上げ、  
激しく上下に大きく振る

#### 左に寄れ



手の平を左に向け、横に振る

#### 右に寄れ



手の平を右に向け、横に振る

### Point !

- ✓ 誘導者の配置は、フォークリフトと労働者の混在作業がやむをえず必要な場合の代替措置です。  
(労働安全衛生規則第151条の7)
- ✓ 図示と掲示によって、定められた合図をより確実に関係労働者に共有できます。

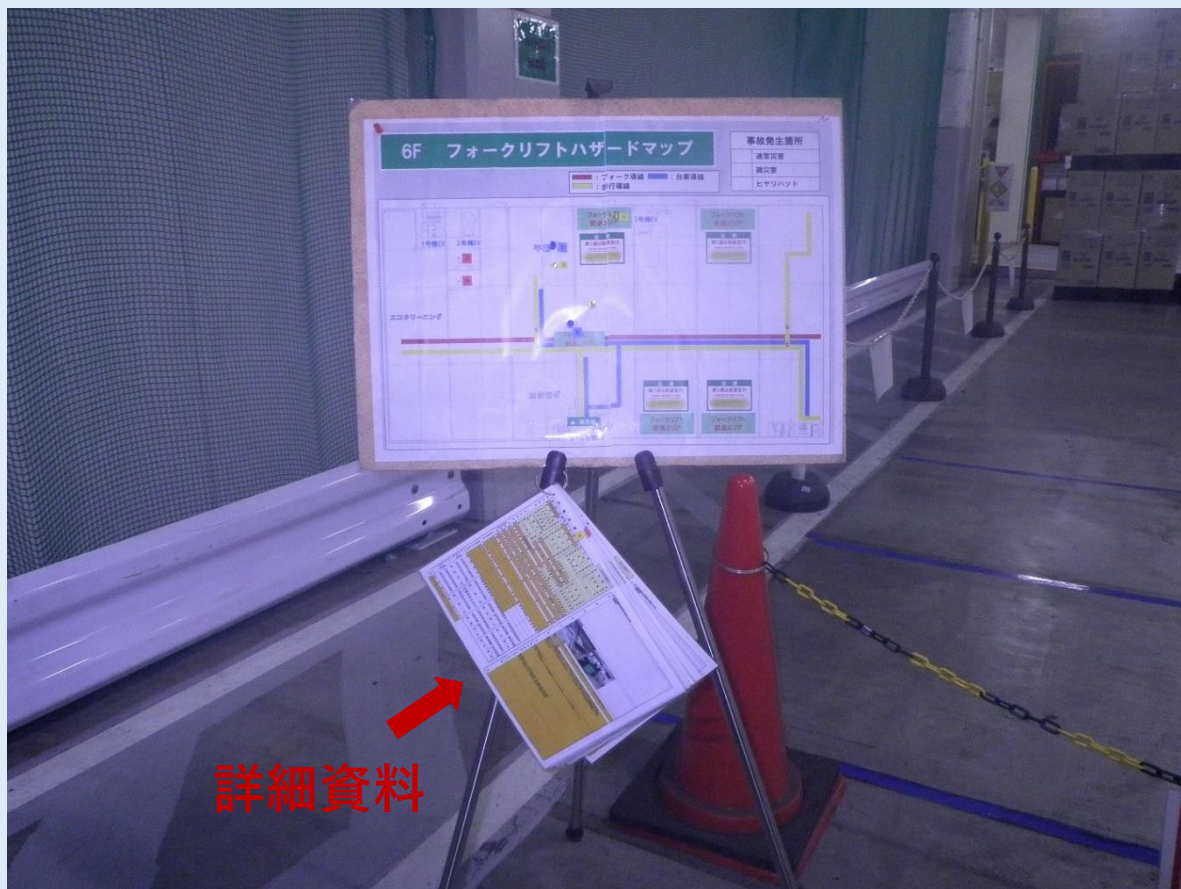




## 【事例3-5】フォークリフトハザードマップの作成

### 取組み内容

フォークリフトに起因する労働災害・ヒヤリハットをもとに、構内のハザードマップを作成し、掲示した。  
また、事例の詳細を解説する資料を備え付けた。



### Point !

- ✓ 過去の災害事例やヒヤリハットの情報を有効活用している事例です。
- ✓ マップ化することで、注意すべき場所が視覚的にわかりやすくなります。

# 【事例3-6】労働者に対する注意喚起の掲示

## 取組み内容

構内で作業する労働者に対して、フォークリフトに関する注意喚起を掲示した。



### 労働災害に関わる責任

労働者の責任

労働安全衛生法第4条

労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。

⇒ ルールを守ってこそ保護される。

### フォークリフトの特徴（クルマとのちがい）

ところで

トヨタフォークリフト1.5トン車の  
車輛重量は何kgだと思いますか？

2,160kgです。

1.5トンの荷物を積むと3,690kgにもなります。

負荷時の最高速度は？

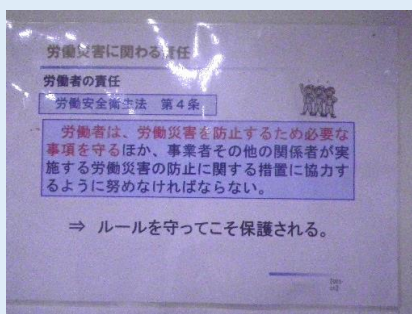
10.5km/h

一秒間に約2.9mも走行します。

思ったより重く、かつ速いと思いませんか。

### 私たちが意識しなければならない事

同一歩行通路内／高所・低所荷役をするとき  
リフト外周2M以内の立ち入り禁止



## Point !

- ✓ 単にルールを周知することにとどまらず、労働者の視点から、「なぜ気を付けなければならないのか」を効果的に説明しています。



## 【事例4-1】構内における整理整頓の徹底

## 取組み内容

床に物を放置しない等、整理整頓を徹底している。  
また、作業に適した照度を確保している。

**Point !**

- ✓ 整理整頓は、転倒をはじめとした様々な災害の危険源を減らす取り組みであり、非常に効果的です。
- ✓ 作業効率の向上にもつながります。



## 【事例4-2】腰痛防止のための作業手順書の作成 (リスクアセスメントの実施)

### 取組み内容

積卸し作業の各作業手順ごとに、腰を痛める危険性を洗い出し、それを防止するための作業手順を定めた（リスクアセスメント）。

(一部抜粋)

#### 改善前



↑体を伸ばした状態で荷を引き寄せると、腰を痛めるおそれがある。

#### 改善後



↑荷に近寄って持つようにする。

#### Point !

- ✓ リスクアセスメントによって、作業に潜む危険性を網羅的に洗い出すことができます。



#### リスクアセスメント等関連資料・教材のご案内

厚生労働省ホームページにて、リスクアセスメントの進め方などを解説した資料を取り揃えております。陸上貨物運送事業に特化したパンフレットもございますので、ぜひご覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei14/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei14/index.html)





## 【事例4-3】 出発前点呼時の準備体操の実施

### 取組み内容

出発前点呼時に、2～3分で行うストレッチを導入した。



### Point !

- ✓ 転倒や腰痛の防止に効果が見込めます。
- ✓ 適切な体操を行う機会を、事業者側から提供することが重要です。



### 転倒・腰痛防止用視聴覚教材のご案内

(独)労働安全衛生総合研究所にて、専門家の議論に基づき、**転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」**が製作されました。

その他、転倒・腰痛予防に役立つ視聴覚教材を下記ページにて掲載しております。ぜひご活用ください。

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/videokyoza.html>



## 【事例4-4】安全靴の適切な着用方法の周知

### 取組み内容

図解付きの安全作業手順書を各車両に常備して、保護具の適切な着用方法を周知した。

・安全靴を正しく使用する。（耐久性半長靴）



ズボンの裾を入れる



**注意！** ズボンを安全靴の中に入れていない場合、突起物などに引っ掛かり転倒しかねない。

### Point !

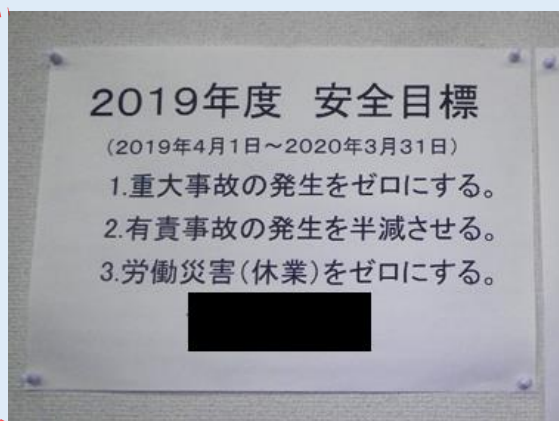
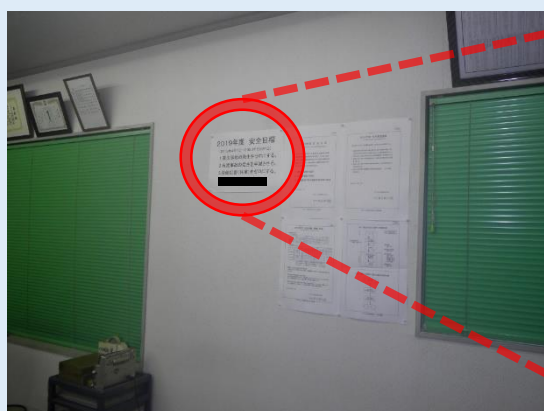
- ✓ 着用上の注意事項を、理由も含めて周知しています。
- ✓ 車両ごとに常備し、労働者の目に触れやすくしている点もポイントです。



【事例5-1】事務所に安全目標の掲示

取組み内容

事務所の目に入りやすい場所に、労働災害防止に関する年間目標も含む年間安全目標を掲示した。



Point !

- ✓ 事業場の安全衛生水準を向上するための手始めとして効果的です。
- ✓ できるだけ具体的な目標を立て、その達成に向けた年間計画を作成すると、より中身のある目標になります。



「中小規模事業場の安全衛生管理の進め方」

東京労働局により作成された資料です。労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりの進め方について、全業種を対象に解説しています。安全衛生計画の作成例なども掲載していますので、ぜひご覧ください。

▼安全衛生関係のパンフレット等（東京労働局版）  
[https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/jirei\\_toukei/pamphlet\\_leaflet/anzen\\_eisei/leaflet1.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/jirei_toukei/pamphlet_leaflet/anzen_eisei/leaflet1.html)



## 【事例5-2】 保護帽に資格シールの貼付

### 取組み内容

資格のない者が作業することを防止するため、保護帽に所持している資格のシールを貼り、一目でわかるようにした。



#### 陸運業関係の資格の例

- ・ 玉掛け技能講習
- ・ フォークリフト運転技能講習
- ・ はい作業主任者技能講習                      など



### Point !

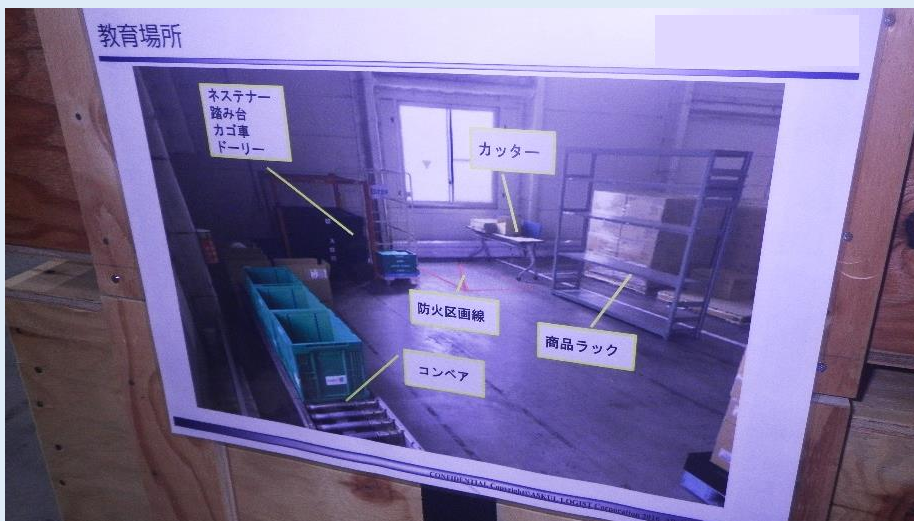
- ✓ 建設業でよく見られる取り組みです。陸運業でも有効と思われるので取り組みをお願いします。
- ✓ 事業者が現場での法令順守の状況を確認しやすくなり、安全管理の強化につながります。



## 【事例5-3】 構内に教育研修スペースの設置

### 取組み内容

構内の一角に教育研修スペースを設け、新規入職者が構内作業を一通り学習できるようにした。



### Point !

- ✓ 雇入れ時の安全教育を効果的に実施できます。
- ✓ 「OJT」と比較するとより教育に専念できるほか、教育中に発生する事故のリスクを管理できるという利点もあります。

# 参考資料



陸上貨物の荷主、配送先、元請事業者等のみなさま

## 荷役作業の安全確保が急務です！

陸上貨物運送事業における労働災害が高止まりしています。  
新型コロナウイルス感染症拡大により配達需要の増加が見込まれる今、  
一人ひとりが安全に安心して働けるよう、安全対策に取り組みましょう！

### 陸上貨物運送事業における労働災害の傾向

#### 災害は増加傾向

毎年約15,000人が被災しています。



出典：労働者死傷病報告(休業4日以上)、死亡災害報告  
R2は12月速報の対前年比からの年間推定値

#### 発生率が他業種の4倍

働く人1,000人あたりの死傷者数は8.55人で、  
全産業平均2.22人と比較しても高い数値です。



#### 半数が休業1か月以上

荷役作業中の墜落(転落)など、  
重篤な災害が多く発生しています。

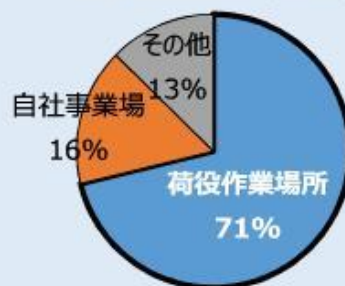
休業見込み日数 (令和2年12月速報)



#### 7割が荷役作業で発生

毎年約10,000件の災害が  
荷役作業場所で発生しています。

災害発生場所 (H28)



災害防止のためには、  
荷主、配送先、元請事業者等の皆様の取組が不可欠です！

➡ 安全対策ができているか裏面のチェックリストで確認



# 荷役作業の安全対策チェックリスト

(「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」より)



## ① 貴社の荷役場所を安全な状態に

- 荷の積卸しや運搬機械、用具等を使用するための十分な広さを確保している
- 十分な明るさで作業している
- 着時刻の分散など混雑緩和の工夫をしている
- 荷や資機材の整理整頓をしている
- 風や雨が当たらない場所で作業している

## ② 墜落、転倒、腰痛等の対策

- 墜落や転落を防ぐ対策をしている  
(手すりやステップ、墜落制止用器具取付設備(親綱等)の設置等)
- つまづきやすい、滑りやすい場所の対策をしている  
(床の段差・凹凸の解消、床面の防滑、防滑靴の使用等)
- 人力で荷を扱う作業では、できるだけ機械・道具を使用している

## ③ 陸運事業者との連絡・調整

- 荷役作業を行わせる陸運事業者には、事前に作業内容を通知している
- 荷役作業の書面契約をしている
- 配送先における荷卸しの役割分担を安全作業連絡書等で明確にしている
- 安全な作業を行えるよう余裕を持った着時刻を設定している

# 現場で取り組まれている好事例

(「陸上貨物運送事業における労働災害防止対策好事例集(亀戸労働基準監督署)」より)



### 墜落・転落防止：昇降台の導入



墜落・転落防止：三点支持の徹底

### 腰痛・転倒防止：準備体操の実施



# 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト



長時間労働の解消等のためには、荷主の理解と協力が必要です。

※トラック運送事業者の法令違反行為に荷主の関与が判明すると荷主勧告を発動し、「荷主名」及び「事案の概要」が公表されます。



詳細は国土交通省リーフレットを参照⇒

<https://www.mlit.go.jp/common/001296713.pdf>

### ※違反原因行為の例

<b>荷待ち時間の恒常的な発生</b> 荷主の都合による長時間の荷待ち時間が恒常的に発生 ⇒過労運転防止義務違反を招くおそれ	<b>許容限を超過時刻の設定</b> 過剰な運行で許容限に合わない到着時刻の指定 ⇒最高速度違反を招くおそれ	<b>重量違反等となるような積卸</b> 積込み直前に貨物量を増やすような積卸 ⇒過積載運行を招くおそれ
--	--	--



# 荷役作業中の労働災害防止のためのチェックシート

ー チェックできない箇所は、事例を参考に改善しましょうー

## 1. 荷台からの墜落・転落を防止しましょう

### ▶第1章

- 転落・墜落を未然に防止する設備的対策を導入していますか  
(スタンション、墜落防止ベルト、昇降設備など)
- 荷台から昇降の際は、両手・両足のうち3点により  
身体を支持(三点支持の確保)していますか
- 保護帽(墜落時保護用)・安全靴・手袋を着用していますか

## 2. テールゲートリフター・ロールボックスパレットによる災害を防止しましょう

### ▶第2章

- 安全な作業手順を定め、周知していますか
- 基本操作や取扱い方法の安全教育は十分ですか
- 保護帽(墜落時保護用)・安全靴・手袋を着用していますか

## 3. フォークリフトによる接触災害を防止しましょう

### ▶第3章

- 運行経路等を示した作業計画を定めていますか
- 運転中のフォークリフトや荷に接触する危険性のある箇所において、  
立ち入り禁止の区画をするか、フォークリフトの誘導員を配置していますか

## 4. 荷役作業中の転倒災害を防止しましょう

### ▶第4章

- 通路の整理整頓や清掃をしていますか
- 十分な照度(明るさ)は確保されていますか
- 対滑性の高い安全靴など、作業に適した安全な靴を着用していますか
- 転倒予防のストレッチや体操を実施していますか

## 5. 荷役作業中の腰痛を防止しましょう

### ▶第4章

- 台車や補助器具を有効に活用し、省力化していますか
- 腰痛予防のストレッチや体操を実施していますか

# その他資料へのリンク

○厚生労働省ホームページ

「安全・衛生関係リーフレット等一覧」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/gyousei/anzen/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyousei/anzen/index.html)



**テールゲートリフターを安全に使用するために**

**2 STEP** ステップで学ぶ **作業者 必須!!**

**6 基本 & 11 場面別ルール**

テールゲートリフター（以下「リフター」）は、車庫の自動ドアを開閉し、トラックの荷役作業を効率よく行い、作業負担を軽減する効果があります。しかし、リフターを安全に使用しないと、作業員が怪我を負ったり、トラックの荷物が落下したりする危険があります。本リーフレットでは、リフトアップ・降下時の安全な作業方法、また、作業員が安全に作業するためのルールを解説しています。

リフターを使用する際は、必ず以下のルールを守ってください。

- 1. 作業員は必ずヘルメットを着用し、作業服を着用してください。
- 2. リフターを使用する際は、必ず作業員がリフターの足元に立ち、リフターを操作してください。
- 3. リフターを使用する際は、必ず作業員がリフターの足元に立ち、リフターを操作してください。

リフターを使用する際は、必ず以下のルールを守ってください。

- 1. 作業員は必ずヘルメットを着用し、作業服を着用してください。
- 2. リフターを使用する際は、必ず作業員がリフターの足元に立ち、リフターを操作してください。
- 3. リフターを使用する際は、必ず作業員がリフターの足元に立ち、リフターを操作してください。

**ロールボックスパレット使用時の労働災害防止マニュアル**

**安全に作業するための 8つのルール**

ロールボックスパレット（以下「パレット」）は、荷物の積み下ろし作業を効率よく行い、作業負担を軽減する効果があります。しかし、パレットを安全に使用しないと、作業員が怪我を負ったり、トラックの荷物が落下したりする危険があります。本リーフレットでは、パレットを使用する際の安全な作業方法、また、作業員が安全に作業するためのルールを解説しています。

パレットを使用する際は、必ず以下のルールを守ってください。

- 1. 作業員は必ずヘルメットを着用し、作業服を着用してください。
- 2. パレットを使用する際は、必ず作業員がパレットの足元に立ち、パレットを操作してください。
- 3. パレットを使用する際は、必ず作業員がパレットの足元に立ち、パレットを操作してください。

**陸上貨物運送事業における**

**トラック荷台からの転落を防ぐために**

**荷台昇降設備・設備はありますか？**

陸上貨物運送事業（トラック運送業）における労働災害は、毎年発生しています。特に、トラック荷台からの転落による労働災害は、近年増加傾向にあります。本リーフレットでは、トラック荷台からの転落を防ぐための対策、また、作業員が安全に作業するためのルールを解説しています。

トラック荷台からの転落による労働災害の発生率は、約40%です。

転落の発生場所	発生率
トラック荷台からの転落	40%
トラックの側面からの転落	25%
トラックの後面からの転落	15%
トラックの前面からの転落	10%
トラックの下部からの転落	5%
トラックの上部からの転落	5%

○東京労働局ホームページ

安全衛生関係のパンフレット等

[https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/jirei\\_toukei/pamphlet\\_leaflet/anzen\\_eisei/leaflet1.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/jirei_toukei/pamphlet_leaflet/anzen_eisei/leaflet1.html)



**中小規模事業場の安全衛生管理の進め方**

労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり

労働安全衛生法の目的

労働安全衛生法の目的は、労働者の健康と安全を確保し、労働者の生命と健康を保護することです。労働安全衛生法は、労働者の健康と安全を確保するための法律です。

労働安全衛生法の目的は、労働者の健康と安全を確保し、労働者の生命と健康を保護することです。労働安全衛生法は、労働者の健康と安全を確保するための法律です。

**リスクアセスメントをはじめよう**

**Safe work TOKYO**

リスクアセスメントとは、労働現場における危険を事前に把握し、労働者の健康と安全を確保するための重要な取り組みです。本リーフレットでは、リスクアセスメントの進め方、また、作業員が安全に作業するためのルールを解説しています。

リスクアセスメントの進め方

1. 労働現場の危険を事前に把握する。
2. 労働現場の危険を事前に把握する。
3. 労働現場の危険を事前に把握する。

※URLは変更になることがあります。ページに繋がらない場合には、検索等によりアクセスしていただくようお願いいたします。